

令和3年さぬき市議会第2回定例会議案

令和3年6月3日提出

市長提出議案

議案第33号 さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第34号 さぬき市税条例の一部改正について

議案第 33 号

さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市固定資産評価審査委員会条例（平成14年さぬき市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号から第4号までの規定中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第5号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第10条の2第25項の改正規定及び附則第3条の規定 公布の日（ただし、令和3年6月16日から適用する。）

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前のさぬき市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号。次項において「令和2年改正法」という。）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次項において「令和3年改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第25項の規定は、令和3年4月1日以後に令和3年改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては令和2年改正法の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の適用の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第25項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。